

事務局だより

令和 2 年 4 月 7 日
仙台市立長町中学校事務局

日頃より事務局の業務にご協力をいただき、ありがとうございます。
事務局より「遺児等サポート奨学金」「就学援助制度」「学割（旅客運賃割引証）の発行」
についてお知らせいたします。

遺児等サポート奨学金

次の①、②いずれにも該当する方を対象とした給付型の奨学金です。

- ①県内の小学校、中学校、特別支援学校小学部若しくは中学部、義務教育学校又は中等教育学校前期課程に在籍する方。
- ②その保護者（親権を行う方、未成年後見人その他の方で、児童生徒を現に監護する方をいいます。）が、東日本大震災以外の要因（病気、事故など）により亡くなった方。

※但し、保護者の再婚や事実婚、児童生徒が保護者以外の方と養子縁組をするなどにより、亡くなった保護者に代わり児童生徒を看護する方がいる方は該当になりません。

※給付型の奨学金なので返還の必要はありません。

※生活保護家庭、就学援助受給者も対象になります。

※所得要件はありません。

※東日本大震災により保護者を亡くされた児童生徒につきましては、宮城県教育委員会が別途所管する「東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金」により支援が行われております。

奨学金の種類と給付額等

- 月額金 10,000円
給付対象者 対象者に該当する方
給付対象期間 申請のあった日の翌月から、対象者に該当しなくなった日の属する年度の3月まで
- 卒業一時金 200,000円
(中学校抜粋)
支給対象者 中学校を卒業する年の1月から3月までの間にサポート奨学金対象になっている方で、その年の5月までに申請した方

申請書類、提出時期、提出先など、詳しい内容を知りたい方は事務局に書類等を準備しておりますので、気軽にお声がけください。

また、パンフレット等は宮城県教育委員会ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.pref.miyagi.jp/site/kyouiku/support.html>

※既に奨学金給付の給付を受けている場合

既に奨学金の給付の給付を受けている児童生徒に対しまして、宮城県教育庁総務課から「現況届」の提出の依頼が来ていると思います。在籍証明の必要な方は、長町中学校事務室まで連絡をお願いいたします。

※これから申込みをするケースについて

新・転入学または新たに奨学金の給付対象になった場合、給付対象となる日から30日以内に申請を行った場合には、その属する月の翌月（給付対象となった日が月の初日の場合はその月）から奨学金を給付することができます。

就学援助制度について

仙台市では、就学援助制度を設けています。先日前お知らせを配布いたしました。問い合わせ等がありましたら、ご連絡いただきますよう、お願いいたします。

なお、新規で今年度4月からの申請をご希望の方は申請書を準備しておりますので、必要書類をご準備の上、4月20日までに事務室まで提出していただきますよう、お願いいたします。

学割（旅客運賃割引証）の発行について

JR利用で旅行等をする際、片道の営業キロ数が100kmを超える場合は旅行前に限り学割が使用できます。学割は乗車券のみ割引（2割）の対象となります。発行をご希望の方は、裏面の申請書をご記入の上、事務室まで申請をお願いいたします。

割引証の有効期間は、発行の日から3か月です。発行まで2日程度かかる場合もありますので、ご了承ください。

また、連休前、夏季・冬季休業前など休みの前は窓口が混み合いますので、早めに申請することをお勧めいたします。

学割は、年間を通じて発行しておりますので、ご利用の際は、事務室までお願いいたします。

なお、事務室に直接申請にいらっしゃる場合は、担当者が不在の場合もあります。事前に連絡をお願いいたします。

担当	事務室	吉田
電話	248-1444	

